

届出と証明

本人確認について

📄

本人確認書類の例

有効期間内の原本が必要です



詳しくはこちらで
確認してください。

1 顔写真付き

☒ 運転免許証 ☒ 旅券(パスポート)
☒ マイナンバーカード ☒ 住民基本台帳カード(Bタイプ)
☒ 在留カード ☒ 身体障がい者手帳 ☒ 療育手帳
☒ 特別永住者証明書(みなされる旧外国人登録証明書) など

2 顔写真無し

☒ 各種健康保険資格確認書 ☒ 共済組合員証
☒ 各種年金証書(手帳) ☒ 介護保険被保険者証 など

住民異動の届出	①を1点または②を2点	——
戸籍や住民票に関する証明書の 交付申請	①を1点または②を2点	——
婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・ 認知の届出	①を1点または②を2点	ただし、本人確認ができなかった場合や使用者による届出、休日・夜間の届出 の場合は、郵送で当事者に届出のあったことを通知します。
印鑑登録及び廃止手続き	①を1点または②を2点	本人による申請 ①を1点で即日交付 ②のみでは、後日届く照会書と②を2点(即日交付はできません。) 印鑑登録の手続きの際、本人確認書類を複写させていただいています。
印鑑登録証明の交付申請	印鑑登録証	——

戸籍に関する届出

市民課 ☎870-4011

種類	届出期間	届出人	届出地	必要なもの	関連する手続き
出生届	生まれた日から 14日以内	父または母など	子の ●本籍地 ●出生地 届出人の ●所在地	●出生届書(出生証明書) ●親子(母子)健康手帳	●国民健康保険 ●児童手当 ●子ども医療費助成 【必要なもの】 保険証などの証書
死亡届	届出人が死亡の事 実を知った日から 7日以内	同居の親族 同居していない親族 同居者など	死亡した人の ●本籍地 ●死亡地 届出人の ●所在地	●死亡届書(死亡診断書または死体検案書)	
婚姻届	——	夫と妻 (成人の証人2人の署名が 必要)	届出人の ●本籍地 ●所在地	●婚姻届書 ●本人確認ができる書類(上述) ●保有者はマイナンバーカード(個人番号 カード)	●国民健康保険 ●介護保険 ●国民年金 【必要なもの】 保険証などの証書
離婚届	〈協議離婚のとき〉 ——	夫と妻 (成人の証人2人の署名が 必要)	届出人の ●本籍地 ●所在地	●離婚届書 ●本人確認ができる書類(上述) ●マイナンバーカード(個人番号カード) 【裁判離婚のときは下記のいずれか】 ●調停調書の謄本 ●和解調書の謄本 ●認諾調書の謄本 ●審判書の謄本と確定証明書 ●判決書の謄本と確定証明書	
	〈裁判離婚のとき〉 成立または確定の 日から10日以内	申立人 または 訴えの提起者			
転籍届	——	筆頭者と配偶者	届出人の ●本籍地 ●新本籍地 ●所在地	—	—

※当該人が外国籍の場合や海外で事件が発生した場合は、必要なものや届出期間などが異なることがあります。詳しくはお問い合わせください

住民票に関する届出

市民課 ☎870-4011

	種類	届出期間	必要なもの	関連する手続き
転入届	他の市町村から引っ越 してきたとき	転入した日から 14日以内	●前住所地の市町村が発行した転出証明書 ●本人確認ができる書類(P42) ●マイナンバーカード(個人番号カード)または住民 基本台帳カード(お持ちの人) ●在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人)	●国民健康保険 ●介護保険 ●国民年金 ●児童手当や保育な どの福祉 ●子ども医療費など の助成
転居届	市内で引っ越したとき	転居した日から 14日以内	●本人確認ができる書類(P42) ●マイナンバーカード(個人番号カード)または住民 基本台帳カード(お持ちの人) ●在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人)	●学校などの教育 【必要なもの】 印鑑、医療証などの 証書
転出届	他の市町村に引っ越す とき	転出する日まで	●本人確認ができる書類(P42) ●マイナンバーカード(個人番号カード)または住民 基本台帳カード(お持ちの人) ●印鑑登録証(お持ちの人)	
世帯変更届	世帯主を変更したり、世 帯分離・合併したとき	変更があった日 から14日以内	●本人確認ができる書類(P42)	

※病气などで、やむを得ず代理人が手続きをする場合は、委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です

外国人住民の住民票などに関する手続き

- 在留カードに係る手続きは地方出入国在留管理官署、特別永住者証明書に係る手続きは市町村となります。
- 転出の際には転出届が必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。
- 外国籍(特別永住者を除く)を有する人の在留資格や期間などの変更に係る届出は、地方出入国在留管理官署となります。

証明書

市民課 ☎870-4011

種類	手数料	
戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄・抄本)	1通	450円
除籍謄・抄本、原戸籍謄・抄本	1通	750円
戸籍の附票の写し	1通	300円
住民票の写し、住民票記載事項証明書	1通	250円
印鑑登録証明書	1通	300円
市・府民税課税(所得)証明書	1通	300円

必要なもの

- 本人確認書類(P42)

請求できる人

- 戸籍証明書…本人・配偶者・直系血族の人・戸籍に記載のある人
- 住民票…本人・同一世帯の人
- 課税証明書…本人・同居の親族(課税課でも発行しています)
- その他の人は委任状などが必要です。
- 印鑑登録証明書…印鑑登録証(カード)を持参した人

手話コラム



I LOVE YOU

右手を開いて相手に手の
ひらを向け、中指と薬指
を折り曲げる。

手話は世界共通??

手話は世界共通ではありません。話し言葉と
同じように、国や地域によって異なりますが、
「I LOVE YOU」の手話表現は世界共通で
使われています。ちなみに、この手話表現は
家族や友人間で親しみを表す意味で使われて
いるもので、「LOVE(愛)」には別の手話表現
があります。

※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。

パスポート申請

🔍 市民課 ☎870-4011

申請できる人

日本国籍を有し、大東市に住民登録をしている人、または大東市に住民登録はないが、通勤、通学などの理由で実際に大東市に居住している人。

なお、大東市に住民登録がない人は、申請時に通常必要となる書類に加え、現在の住民票と大東市に居住していることを証明する書類（賃貸契約書のコピーや居所に届いた郵便物など）が必要です。

取扱業務

一般旅券の申請受付と交付および紛失などの届出（大東市で申請した人は大東市での受け取りになります。パスポートセンターで受け取ることはできません）。

受付時間

申請…午前9時～午後4時30分
受け取り…午前9時～午後5時30分
※土・日曜日、祝日、年末年始は受け付けていません

申請に必要な書類

- 一般旅券発給申請書
- 戸籍謄本（※）
- 本人の顔写真（※）
- 本人確認書類（P42）
- 前回取得したパスポート（取得している人のみ）
- 住民登録のない居住地の申請では住民票と居住実態を証明する書類（※）

上記※印は、いずれも発行から6か月以内のものに限ります。また、状況に応じてその他にも書類が必要な場合があります。

申請から受け取りまでの所要日数

新規申請・切替申請・記載事項の変更の場合	申請日を含めた、14営業日後
----------------------	----------------

手数料 ※令和7年3月24日以降の金額です。

種類	金額
10年旅券 （申請時20歳以上）	電子申請…15,900円 紙申請 …16,300円
5年旅券 （申請時12歳以上）	電子申請…10,900円 紙申請 …11,300円
5年旅券 （申請時12歳未満）	電子申請…5,900円 紙申請 …6,300円
残存有効期間同一	電子申請…5,900円 紙申請 …6,300円

注意点

- パスポートの受け取りは申請者本人のみです。
- 交付手数料は受け取り時にお支払いください。

住居表示に関する届け出

🔍 市民課 ☎870-4011

住居表示実施地区に家屋などを新・改築するときには、新築・改築届（住居番号を付けるための届け出）が必要です。付近見取図、建物平面図を持参の上、届け出てください。

マイナンバーカード・公的個人認証サービス

🔍 市民課 ☎870-0457

◆マイナンバーカード（個人番号カード）

自分のマイナンバー（個人番号）の証明と本人確認書類として使用できるカードが作れます。

申請できる人

大東市に住民票のある本人に限ります（15歳未満の人は法定代理人）。

申請方法

通知カード表面の本人情報に変更がない人は同封の申請書に必要事項を記入し、証明書用写真を貼り、地方公共団体情報システム機構へ郵送するか、スマートフォンまたはパソコンで申し込みます。

住所や氏名などを変更している人は住民登録のある役所で新しい申請書を発行します。

受け取り方

カードは市民課に届きます。受け取り案内の通知をご本人に送りますので、ご本人が市民課窓口まで受け取りにお越しください。

持ってくるもの

受け取り案内の通知でご確認ください。

手数料

当面の間、初回に限り無料。紛失などでの再交付は800円。

◆公的個人認証サービス（電子証明書）

インターネットを通じてさまざまな行政手続きを行う場合に必要になる電子証明書を発行しています（有効期限：マイナンバーカード発行から5回目の誕生日または在留期限）。引越しによる住所変更および戸籍届け出などによる氏名・性別・生年月日を変更した場合は無効になる電子証明書があります。

申請方法

電子証明書はマイナンバーカードに標準で登録されています。ただし、カードを受け取る時に電子証明書を不要と申し出た人は、新たに登録しますのでご本人がマイナンバーカードを市民課までお持ちください。

手数料

再登録時（有効期間経過後の再登録を含む）200円

登録できる印鑑	登録できない印鑑
1辺が8mm以上、25mm以内 - 変形しやすかったり、減りやすい材質でないもの（ゴムなどは不可） - 住民票に記載されている氏名（氏または名だけでもよい）を文字で表しているもの - 世帯の中で類似していない印鑑など	- 文字が判読できないもの - 輪郭がなく白抜きのもの - 住民票上にない文字を併記したもの - 氏名以外の文字（屋号など）や模様の入ったもの - 外枠が欠損したものなど

本人通知制度

🔍 市民課 ☎870-4011

住民票や戸籍謄本などの不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の防止や抑止を目的として、住民票や戸籍謄本などを本人の代理人および第三者に交付したときに、登録をした人に交付したことを通知する「本人通知制度」を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

住民基本台帳事務における支援措置制度

🔍 市民課 ☎870-4011

DV、ストーカー行為などの被害者を保護するための支援措置として、相手方からの所在確認を目的とした、住民票の写し、戸籍の附票などの交付請求を制限する制度です。

支援措置内容

- 相手方からの住所確認を目的とした、次の請求を制限します。
- 住民票の写しの交付
- 戸籍の附票の写しの交付
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

印鑑登録

🔍 市民課 ☎870-4011

◆印鑑登録の手続き

印鑑登録のできる人

大東市に住民登録をしている15歳以上の人。

➡ 印鑑登録申請

登録したい印鑑を持参してください。申請後本人宛てに照会書を郵送します（病気などで、やむを得ず代理人が登録するときは委任状が必要です）。

➡ 印鑑登録証の交付

郵送されてきた照会書に本人が署名・押印して、もう一度窓口に来て受け取ります。

なお、申請のとき、本人が顔写真の貼付された有効な証明書（運転免許証などの官公署が発行したもの）の原本を持参したときは、照会書は郵送されず、申請のときに受け取ります。

➡ 印鑑登録証・登録印をなくしたとき

印鑑登録証・登録印をなくしたり、印面が変形したときには届け出てください。

➡ 印鑑登録を廃止したいとき、登録印を改印したいとき

印鑑登録証・印鑑・有効な本人確認書類（P42）の原本を持参して印鑑登録廃止届を出してください。改印するには、廃止後新たに登録の手続きをしてください。

➡ 印鑑登録の自動的廃止

転出などで大東市に住民登録がなくなったとき、成年被後見人などになったとき、婚姻などで氏名の変更があり登録印との不整合が生じたときは登録されている印鑑登録は自動的に廃止になります。

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの証明書を受け取ることができます。

利用には、「利用者証明用電子証明書」が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

種類	交付可能な条件	交付可能な時間帯	手数料
住民票の写し、住民票記載事項証明書	マイナンバーカード登録者本人または本人と同一世帯のものに限る。最新情報のみの記載。除票は交付不可。マイナンバーの記載可	午前6時30分から午後11時	1通250円
印鑑登録証明書	大東市で印鑑登録されているマイナンバーカード登録者本人のものに限る		1通300円
市・府民税課税（所得）証明書	大東市で課税されているマイナンバーカード登録者本人のものに限る。現年度分のみ交付可	午前8時から午後8時	1通450円
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	住民票および本籍が大東市にあるマイナンバーカード登録者本人または本人と同一戸籍人のものに限る。除籍や原戸籍は交付不可		1通300円
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	住民票および本籍が大東市にあるマイナンバーカード登録者本人または本人と同一戸籍人のものに限る。除附票や原附票は交付不可		

※届出内容によっては、証明書への反映までに日数がかかったり、交付できない場合があります

※年末年始（12月29日から1月3日）およびメンテナンス日は休止日です

利用できる店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどの全国のコンビニエンスストアなど

※キオスク端末（マルチコピー機）が設置されている店舗に限ります